

鈴鹿市告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の期日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年10月7日

鈴鹿市長 末松則子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
北玉垣866号線	北玉垣町字細田	北玉垣町	146.5
	西玉垣町字池之下		9.1～16.6
北玉垣867号線	北玉垣町字細田	北玉垣町	133.9
	北玉垣町字小塚		7.6～21.3
末広南三丁目875号線	末広南三丁目	末広南三丁目	170.8
	石垣二丁目		10.9～13.7